慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	A・ボシュワ 第十五世紀における国家の観念とパリー最高法院の判決
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.7 (1952. 7) ,p.507(71)- 508(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19520701-0071
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520701-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

年出版した「何故産業は南部に移動するか」という論文中において、レン・アシクローフンとスチアン・ロボックの二人の經濟學者は次のような統計を發表している。一九三九年の東南部七州に關する統計によれば南部の工業は大抵外部の會社乃至資本によって發展した。當時全國では製造工場の一八・五%が支社工場で全工業製品の五六%を生産していたが、東南部では工場總數の一七・二%が支社工場で同地域の全生産量の七〇・五%を生産していたと。更に兩氏は、一九三九年以降建設された新工場については正確な統計はまだないが、このように支社工場が優位を示すということはやはりあてはまるであろう、としている。

〔附記〕　拙稿執筆に際し參照した資料は、本文中引用したものを合わせて次の諸資料である。

"Labor in the South", Bulletin No. 898, U. S. Government Bureau of Statistics, 1947.

"TVA Democracy on the March", David E. Lilienthal, 1944 Harpers and Brothers.

"The Valley is Paying Off", U. S. Government Printing Office, Washington, 1949.

"TVA 1950", U. S. Government Printing office.

"Industrial Trends in the Tennessee Valley" Lewis C. Copeland and W. K. McPherson, March 3, 1946.

T. V. A.

"Monthly Review of the Federal Reserve Bank of Atlanta" Atlanta, Georgia, February 28, 1949.

"The Decatur Story", Barett Shelton, Sept. 1949.

"TVA Financial Statements for Fiscal Year Ended" June 30, 1950.

"TVA-A National Asset," address by Gordon R. Clapp, at Roosevelt College, Sept. 28, 1950.

"New Opportunity in a New South", from Survey April, 1951.

"South's New Look; factories, cattle", U. S. News and World Report, June 1, 1951.

"Southern Railway Looks to the South and Ahead" Business Week, June 9, 1949.

"Southern Towns and Northern Industry", Atlantic, Nov. 1949.

"South's Real Gain", Business Week, June 30, 1949.

"Story of TVA" John Gunther, 1947.

Agreement Between the TVA and the TVA Trades and Labor Council, effective Aug. 6, 1940.

Statistical Abstract, 1950.

論文紹介

A・ボシュワ

「第十五世紀における國家の觀念とパリー最高法院の判決」

(Andrē Bossuat, "L'idée de Nation et la jurisprudence du Parlement de Paris au XV^{e} siècle", Rivue Historique, Juillet-Septembre 1950, pp. 54-61.)

國家の觀念は第十五世紀のフランスにおいて早くも相當に確固なものとなつてゐた。このことは、百年戰爭の眞中にパリーに起つた一事件に對して最高法院が示した態度からも察知することが出來る。

一四三六年四月にフランス王は市民の助力を得てパリーの奪還に成功した。然しイギリス王の占領が長期に亙つたため物心兩面の荒廢には言語に絶するものがあり、解放後のこの都市においても決定の困難な問題が山積してゐた。數多ある難題のうちでも時に爲政者を狼狽させた事件は、占領中に知合つたフランス娘とイギリス兵との間の結婚に關聯したものであつて、解決は困難を極めた。個人の意志のみが來して尊重さるべき絕對的なものなのであらうか。然し戰爭が總力戰となつた以上、最早や何人も中立的立場に據ることは出來ないのであり、敵國人との結婚は全體の利益を無視した不法行爲というべきもので、如何にしても見逃し難いのではないか。早急に決定することの必要に迫られた最高法院は、一體如何なる決裁を下したか。

パリーの或る娘が偶々イギリス占領軍の一兵士と知合ひ、二人は間もなく婚約した。然し開城と同時にイギリス軍は徹退し、相手の兵士も亦パリーを去つたため二人の交際は事實上不可能となつたが、兵士に對するこの娘の愛情は却つて深まるばかりであつた。兩親は娘のこの態度が人々の反感を買ふことを恐れて心配し、親戚も兩親の不安なこの氣持を察して結婚を斷念するやう慫慂した。然し娘は斷然これを拒否し、婚約を破棄させることは困難であつた。間もなく面倒なこの係爭は最高法院に依つて取上げられた。勿論二人のこの結婚に最高法院は反對であつて、婚約を解消させようとして色々な手段で、このために最高法院は娘を逮捕監禁して折檻し、釋放後に逃亡させた場合には兩親が罰金刑を負ふという未曾有の措置に出た程であつた。

相手の兵士も亦このパリー娘を見捨ててゐなかつた。兵士は最高法院に對して相手の娘の釋放を歎願したばかりでなく、困難な結婚の許可を要求する請願書を提出した。兵士のこの要請は結局却下されたが、然し熱心なこの歎願書を繞つて最高法院内部においても容易に意見が一致せず、早急な解決は至難であつた。或る者は兵士が經濟的には全く無能力である點、しかも

相手の娘が非常に若くて家庭生活には堪難い身體であること、又結婚するには兩親の承諾がなければならない點を楯にして二人の結婚に反對した。他方肯定的立場を執る少數の者は、兵士が今如何に貧乏してゐるからといつて家族を扶養することが出來ない程の悲慘な境遇ではないこと、しかも相手の娘は既に結婚して差支えない年齡であること、相互の了解に依つて始めて結婚は成立するもので、相手の娘が「死んでも他の夫には仕へない」といつて息巻いてゐる以上、兩親の許可は最早や不用であること等を主張し、結婚においては飽く迄も個人の意志が尊重さるべきことを強調した。然し反對を強硬に主張する一派は、戰時下の祖國において敵と交易した商人が處罰され、又防衛を怠つた市民が告發されて最早や何人も傍觀することが許されない事態となつて來てゐる以上、個人の如何なる利益も全體のために奉仕されなければならないのであつて、敵國人と結婚して自國籍を破棄するが如きパリー娘の婚約を重大な犯罪と看做し、イギリス兵に娘を引渡してはならないことを強調したのであつた。最高法院も亦この見解に同調し、個人の利益が公共の福祉のために規制されることは止むを得ないと見て、戰爭の間はかの娘がイギリス人となることは許し難いとの決定を下すに至つた。このために兵士は酷く落膽してしまつた。

最高法院が二人の結婚に反對したのは、上述した如く娘が若かつたからでもなければ又兩親が反對したからでもない。眞の

理由は實にほかにあつた。即ち結婚を妨碍した基本的事實は何よりも先ず兵士がイギリス人であつたこと、しかも當時イギリスはフランスの敵國であつた點である。そして早くもこのことに着目した最高法院が、總力戰ともいはるべき戰爭の眞中にあつて敵國人と結婚しようといふ個人のかかる勝手を默認する筈はなく、前述した如き峻嚴な態度に出たわけであつた。全體の繁榮のためには個人の感情をも抑制しようといふかかる態度は、第十五世紀のフランスにおいて既に根強く「市民の結婚は彼等の生活する都市や國家の一般的利益のために規制されなければならない」ことを強調した第十七世紀の理論家達のこの主張が早くも實行されてゐたくらいであつた。

然らばパリー最高法院において、國家が個人の些細な如何なる行動にも干渉することの出來るものとして意識されてゐたといふこの事實は、一體何を物語るのであらうか。これは教會法に代るローマ法の採用を意味するのであつて、普通問題を第十六世紀ドイツに限つて論ぜられるローマ法繼受が早くも第十五世紀に、然もフランスに見られたことは、繼受が何もドイツにのみ特殊な現象ではないことを示すものであらう。（渡邊國廣）

エドワード・L・カツェンバッハ

「戰時における自由主義者――國防政府（一八七〇年―一八七一年）の經濟政策――」

（Edward L. Katzenbach, Jr. "Liberals at War: The Economic Policies of the Government of National Defence 1870-1871," American Historical Review, Vol. 56, No. 4, July, 1951. pp. 803-823.）

國防政府は第二帝政の崩壞と第三共和制の成立との間に挿入された一種の中間物に過ぎないといはれて來た。然し遽しいこの時期にフランス經濟は本質的に變化し、それ以後において手放より指導が、過激より地道が計畫の基本とされるに至つた。かくして多難な戰爭の時代が一方においては新經濟政策の萠芽期ともなつたのであつて、第一次大戰に至る半世紀間の經濟的繁榮は實にこの時代にその基礎を負つてゐた。

一八七〇年九月四日には共和制が宣言されて新政府の樹立を見た。然し當時フランス東北部には四十萬のプロシヤ軍が蟠踞し、尙七十萬が大擧侵入の機を狙つてゐた。從つて國防力の充實こそ革命政府の最大關心事であつて、そのための前提として經濟力の强化が特に問題となつたのであつた。

戰力の增强は然し簡單なことではない。事態は相當に惡化して來てゐた。大方の工場は戰火に依つて破壞され、既に使用不能であつた。召集の强制は勞働力給源を枯渇させ、殘存施設の稼働も困難な程であつて、軍需生產は頓に減退した。高率關稅の設定に依つて武器の輸入は全面的に杜絶した。鐵道の發達は均衡を缺き、このため戰略物資の輸送は徹底的に妨害された。

配給量が不足して食料品は高騰し、如何なる取極も圖行爲を根絶することが出來なかつた。戰力の伸張を阻碍する惡條件はかくして一二に止まらない。しかも一貫した對策の樹立は政府內部における烈しい對立のために最初から困難を極め、又これが國力の停滯を惹起する重要な他の原因となつたのであつた。

然らば多難なかかる事態に直面して國防政府首腦は如何なる態度に出たか。手放が果して許されるものか。元來が熱心な自由主義者であつた政府幹部においても政策の變更は時には止むを得なかつたのではないか。

地方經濟は意外に困難であつた。國防力の充實に政府首腦は苦慮し、各地に代表を派遣して戰力の增加を圖り、時には强權の發動をも辭さない態度に出た。山積する惡條件の下において國力を强化するためには勞働を强制して生產を繼續する以外になく、特に婦女子に依る軍服裁縫に對しては非常な低賃銀が强要されたが、一部の者は個人の自由を主張して讓らず、大量調達は依然として困難なことに屬した。然し戰火の擴大と共に徵發が强化されて行つた。尤もかかる措置を暴擧と看做して非難する者もあり、計畫の遂行にとつて重大な障碍となつたため、當局は却つて態度を軟化せざるを得なかつた。政策の變更も餘儀ないと感じて政府首腦が地方鐵道の整備に乘出した場合においても、人々は財產權の神聖を楯にその侵犯を抗議したため、幹部は鐵道の軍事化を一段と徹底化する氣にはなれなかつた。